

氏まかり、父の代に我々どもを刑せられ、父を免し給れと、自筆の上書して又なく願ける。まだ幼少なる故、願の書もしどけなく、殊に長太郎は養子に候間、我等を失て給れと、二女の書上たるに、長太郎は某をも代りにとりて給れと書出ける。兩奉行立あひて此事を尋きかれ、若し人のす、めけるにやと、其所の者どもを呼て、此事を知たるにやと糺明有けれど、誰も曾て玄らず、母は此事を玄きりに制しぬれど、隠して三人出けるよし申、三兒の思ひ入たるけしき、此事かなはずば、火にも水にも入ぬべく見て、ふし沈み歎候有さま、上下皆見るに不忍して、先さらしあける者をやめて、かさねて沙汰すべきとて、やう／＼にかへされけり、さて其旨江戸に達し、御指圖有て、その明のとし、刑人は死罪をゆるして追放有けり、三兒の至誠人を動じぬること、誠にまれなるためしにこそ、

〔齊家論上〕寛保元年の秋の比門弟の中來て云、武藏國に、薪木賣長五郎といふ孝心なる者あり、江戸表はこの沙汰にて、則其趣き板行にあらはれしとて、見せられけり、曰、武藏國多摩郡府中領押立村に、長五郎といふ小百姓あり、其身貧しく、妻にもはなれ、八十八歳になる母は養ひ、其外子共にもせがまれながら、母を大切にやしなひ孝をつくせしゆへ、公の御恩にもあづかりしとなり、

〔孝義錄陸奥十五〕孝行者たつ

たつは名取郡上餘田村百姓二兵衛が妻なり、寛保二年八月四日、舅三郎兵衛と同じく、屋敷の西なる畑に大豆を引干せんとて出しに、増田町の方より、猪ひとつ走り來り、三郎兵衛に疵おはせ、又かけよるを、二兵衛が妻みるより、とくかの猪にくみつき、やがて猪にうちのり、右の手を猪の口へさしいれ、舌ををさへをりし、かたへなる小溝へのりこむ時、つるにふり落され、うつぶしに落たる上に、猪のりかゝりて、處々喰つきければ、大小二十六所まで、疵おひしが、つるに舅の身つがなく、猪はいづちへかにげざりぬ、○中同き九月、領主より金をあたへて、かの妻を賞しき、